

岩手県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定した。

平成27年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の県道

整理番号 (路線番号)	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
297	花巻停車場花巻温泉郷線	花巻停車場	
		花巻市花巻温泉郷	
298	山の神西宮野目線	花巻市山の神	
		花巻市西宮野目	
299	花巻南インター線	花巻南インター	
		花巻市上根子	
300	三日町瀬原線	西磐井郡平泉町平泉字三日町	
		西磐井郡平泉町平泉字瀬原	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課並びに県南広域振興局土木部花巻土木センター及び土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。